

令和6年度 公契約審議会議事録（要旨）

1 開催日時

令和6年11月28日（木）10時00分から10時50分まで

2 開催場所

第二応接室（本庁舎4階）

3 出席委員

高野尾三穂会長、山本綾子副会長、山口尚徳委員、伊藤浩一委員

4 欠席委員

丸山正秀委員、武田善彦委員

5 事務局出席者

小野契約管財課長、鳥井課長補佐、野口係長

6 会議要旨

（事務局）

ただいまから、令和6年度松本市公契約審議会を開会する。

私、契約管財課長の小野が進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

委員の出欠状況であるが、本日、丸山委員は、所用により欠席、また、事業所団体から推薦いただいていた武田様については、逝去により欠席となっている。本日は4名の委員の皆様で審議いただきたいと思っているのでよろしくお願いいたします。

それでは、開会に先立ち会長から挨拶を願いたい。

（会長）

半年ぶりの審議会ということで、今日人数も少ないが、充実した審議が行われればと思っているのでよろしくお願いいたします。

（事務局）

それでは、議事の方に入らせてもらう。

議事進行は、会長に願いたい。

（会長）

はい。それでは、早速、議事に入らせてもらう。まず、「令和6年度「特定公契約」の適用実績報告」について、事務局から説明を願いたい。

（事務局）

それでは、初めに公契約条例については、令和5年7月に施行し、令和5年10月以

降契約した特定公契約から条例の対象としており、適用から約1年が経過したところである。本日の審議会では、令和6年4月から10月末まで実績報告が主な内容となるのでよろしく願いたい。

これ以降、配布資料1に基づき説明
[説明内容は省略]

(会長)

ただいまの説明で質問等はあるか。

(委員)

労働環境報告書だが、書くにあたって問い合わせなどはあったのか。

(事務局)

書き方についての問い合わせは多少あったが、スムーズに出していただいているのではないかと感じている。

(事務局)

資料の報告数を見てもらうと、例えば、工事請負9件に対して下請け23件ということで、下請けがある場合、他の会社から書類を出してもらわないといけないので、時間のそうだが、手間もかけさせているという感覚はある。実際に、工事だと、提出してもらうまでに1カ月ほど時間がかかっているということである。

(委員)

出してこないことで、催促したということはあるか。

(事務局)

出してこない場合も多少あったが、その時は連絡して出してもらうように求めている。

(会長)

報告書を出すことに関しての負担とか不満などはあったのか。

(事務局)

報告書の提出は各担当課または設計課が窓口になっているが、業者から負担になるというような声はいまのところ届いていない。

(会長)

事務局の負担はどうか。

(事務局)

やはり、多少の負担はあると感じている。

(会長)

やることのメリットとやらなければならない事の負担との兼ね合いで、実際はどうか。

(事務局)

報告書の運用として、報告の内容が変わった場合には再度提出してもらうようになっている。例えば、4月の当初契約時に最低賃金948円という報告書を提出いただいたところについては、10月に長野県の最低賃金が改定されるので、その場合には、業者から再度報告書の提出を求め、市の職員がもう一度確認するといった作業になる。また、賃金改定後、提出がないところには、催促するなどの作業もあるので、多少だが事務負担はある。

(会長)

他にご質問等あるか。

(各委員)

特になし。

(会長)

続いて、議事(2)の説明を事務局から説明を願いたい。

(事務局)

配布資料2に基づき説明

[説明内容は省略]

(会長)

ただいまの説明で質問等はあるか。

(各委員)

意見等なし

(会長)

それでは、続いて議事(3)の説明を事務局から説明を願いたい。

(事務局)

配布資料3に基づき説明

[説明内容は省略]

(会長)

ただいまの説明で質問等はあるか。

(委員)

最低制限価格制度は是非、適用していただきたいと思っている。実際には、どうしても取りたいと思って低価格で入札する業者もいる。物価高騰の影響でありえない価格になってきているので、労務費へのしわ寄せに繋がってしまう可能性がある。あと、下限額については、できるだけ予定価格に近い設定基準にしていただきたいと思っている。

(事務局)

設定基準に関しては、資料の7ページに記載してあるとおり、建設工事だと予定価格の94.5から89.5%、建設コンサルタントについては、90~85%、比較的に高い設定にしている。また、業務委託では、低入札価格調査制度という一部の業務委託にしか適用をしていないが、予定価格の60%とかなり低い設定になっている。

この低入札価格調査制度については、基準価格を下回ったとしても即失格とするもので

はなく、履行可能かどうかの調査を行ったうえで落札決定するというものだ。業務委託の場合は現状このような形としている。

(委員)

業務委託の設定基準を上げるという考えはあるか。

(事務局)

今のところはない。調査自体もあまり適用していないのが現状としてある。

以前から、調査して失格にする基準というものがなかなか難しいという中で、今年度適用した案件は、松本城の浚渫業務委託の1件でして、落札率が高かったので低入調査の対象にはならなかった。建設工事でいうと、上高地の新村橋架替工事に適用したが、落札率が設定基準の89.5%をわずかに下回ったため、低入札価格調査を行い落札決定したという事例はある。この工事の調査では、部材の仕入れの値段と市の積算とに乖離が見られたということで、大手製造メーカーから仕入れることで価格を下げられという結果もあったので、設定基準を下回ったから即失格というのは難しいというところもある。この低入札価格調査制度については、特殊な案件のみに適用しているという状況。また、60%という基準については、他市の事例等を含めて検討課題とさせていただきたいと思っている。

(委員)

先ほどの委員と同じ考えを持っていて、事業者側においても毎年のように、賃金や社会保険の関係も含めて心配する場面がある、例えば労務費が最低賃金以上払っているのか、あるいは、草刈作業では労災になるケースもあり、その場合に、きちんと対処できる業者なのかということも含めて、なかなか実態が見えてこない。会員の中からも基本的に心配することが多いという意見も出ていたので、そういった背景からも、実際に試行していただいて検討を進めることに賛成したいと考えている。

(委員)

制度を適用した場合に、良い面はよくわかったが、逆に不都合になる面はあるのか。

(事務局)

現在は、委託の中でも建設コンサルタントに適用しているが、制度を適用したからといって応札が少なくなったということはない。建設コンサルの場合、落札したい業者は85%の金額で札入れしてくるので、くじ引きにより決定するということになる。皆さんやりたいから応札しているので、問題はないが、そういった状況が発生している。

(会長)

他にご質問等あるか。

(各委員)

特になし。

(会長)

最後にその他として、事務局から何かあれば願いたい。

(事務局)

本日の議事の他に、報告事項として、現在松本市で取り組んでいる内容について説明させてもらう。

まず1点目として、令和6年4月から本格導入した、「建設工事における週休2日工事（施工者希望型）」だが、（R6年度11月末現在）対象工事として発注した128件のうち、103件が週休2日を実施しており、率では80%である。また、R7年度以降は、発注者指定型の週休2日工事の発注に取り組んでいくので、建設業の働き方改革が進んでいくものと考えている。

次に2点目だが、契約事務におけるデジタル（オンライン）化。発注者・受注者双方の事務負担の軽減を図るため、令和6年1月から電子契約システム、令和6年11月から電子入札システム及び入札参加資格審査システムの運用を始めているところだ。デジタル化については、利便性の向上、競争性の促進、事務の効率化、ゼロカーボンの推進につながることから、契約事務におけるデジタル化を引き続き進めていきたいと考えている。

説明は以上です。

（会長）

ただいまの説明で質問等あれば伺う。

（委員）

週休2日制だが、現場の方はどのような感じで受け止めているのか。

（委員）

全体的に現場の方は、皆さん受け入れていると思う。ただ、仕事の内容とか、職種によっては、なかなか対応できない場合があるという話は聞いている。やはり、働き方改革を進めるために、若手を集めるという観点からしても、避けてはとおれない必要なルールだと思っている。更に言えば、週休2日制が習慣になると、それが当たり前になるので、逆に、「2日休まないと体がもたない」というような感覚に変わってくるのではないかと思います。

（委員）

まだ初めて1年経っていないが、少しずつでも感化されてくれば良いと思う。

（委員）

様々な職種がある中で、すべての工事を対象にするのは難しいと思うが、全体的には、週休2日制を取り入れる方向で国も動いているし、設計単価へも反映していただいている事情もあるので、事業者側としても、時間外労働の上限規制の関係も含めて、しっかり取り組んでいかなければいけないと考えている。

（会長）

このような制度を取り入れることで、工事の進捗に影響はあるのでしょうか。

（委員）

まず発注段階では、発注者側（国、県、市）において、そのような点を配慮した発注をしていただいている。ただ、天候や地元の事情など、土日しかできないケースもある

ので、その場合は発注者との協議の中で、工程管理していくということで対応している。先ほども話をしたとおり、単価を補正していただいているし、労務費自体も上がってきているので、取組みしやすい環境を作ってもらっていると思う。

経営者的には、できるだけ短い期間で施工すると利益も上がるという感覚がある、先ほどの背景があるので、制度を取入れていく意識を持たないといけないと考えている。

それと、発注の平準化については、市の方でも取り組んでいただいているところだが、更に平準化を願いたいと思っている。例えば、単年度で施工する場合、「春先に設計し、夏頃に発注して、3月に工事を終わらす」という工事が、今でも多く見られる。4月から平均的に発注してもらおうと、担い手不足という面でも、下請けの方の経営も安定するし、忙しくて断るケースも少なくなるため、是非検討して欲しいと思っている。

(事務局)

工事の平準化については、なかなか難しいところもあり、市の中だけであれば平準化することはできると思うが、やはり、国や県の発注もあるので、そこも合わせて平準化することができれば良いのだが、その部分での課題があると思っている。

(委員)

賃金が上がってきていることは非常にありがたいことだと思っている。労働団体の中では、比較的一人親方のように少ない人数でやっている人が多いこともあり、いろいろな意見がある。1つ目は、令和6年6月に、国が「第三次担い手3法」を施行されて、その柱の1つとして、「労働者の処遇改善」だが、資材高騰に伴い労務費にしわ寄せがくるのではないかと危惧している。あと、「働き方改革と生産性の向上」については、なかなか難しい部分でして、週休2日制などの良い処遇にすると、工期を長くとらないといけなくなってしまうため、生産性が上がらないという矛盾が生じてしまう。やはり、技能を持った人には、支払われる賃金の原資である労務費を適正な金額で確保してもらって、技能者を雇用する下請けまでいき渡していただきたいという思いがある。ある程度賃金が高くないと若手が育たない。建設業に魅力を持ってもらうことが大事だが、生活があつてのことなので、どんなにやりがいがあるとしても難しいと思っている。近年では賃金が上がっているが、下請けになればなるほど賃金が下げられることがないように、できるだけ防いでもらう形で考えてほしいと思っている。

それと、建設業組合から是非願いたいことがある。先ほども触れたが、「建設業法、公共工事品質確保法、公共工事入札適正化法の、いわゆる担い手3法が改正され、また、松本市においても公契約条例を制定したので、それらを活用して、建設業で働く技能労働者の処遇改善に繋がる施策の検討を願いたい。」とのことである。具体的には、公共工事入札適正化法では資材高騰に伴うしわ寄せ防止として、工事発注者は誠実に応じる義務があるということ。また、公共工事品質確保法では、国が、労務費、賃金支払いの実態調査を行うとしているが、可能であれば、ある程度大きな工事に関しては、市で調査していただき、確実に、松本市発注の工事においては、労務費が下請け業者、現場労働者に行き渡るように対応していただきたい。

(事務局)

それぞれ関係する担当部署に伝える。また、下請けへのしわ寄せについては、工事では1億円以上のものになってしまうが、労働環境報告書の中で労働者の最低賃金を確認しているので、そこも含めて検討させていただく。

(委員)

公契約を通じて、民間まで波及していけば職人さんも育っていくと思っている。なかなかそこまでは難しいことだとは思いますが。

(会長)

デジタル化の話だが、大きいところは対応できると思うが、小さいところもスムーズに移行できているのか伺いたい。

(事務局)

現在、建設工事と建設コンサルタントで導入しているが、まだ始めてから間もないということもある。現在の運用としては、電子と紙との併用で行っている状況で、割と大きい会社は電子で対応していただいているが、小さい会社になればなるほど紙で対応している業者が多い傾向にある。今後、委託や物品へも導入していくが、かなり皆さんに協力していただかないと電子化が進まないという感じを受けている。

(会長)

しばらくは、紙との併用になるということなのか。

(事務局)

そのとおり。建設工事については、10年前から県の電子入札を行っているので、比較的に取り入れやすいと思うが、物品・委託については、県も令和6年8月から電子化を始めたばかりで、まだまだ浸透していないという感じを受けている。

(委員)

費用もそれなりにかかるので、小さい会社からは、年に数件だけしか取引していないのに、そこまでしないといけないのかという疑問の声も実際にある。そうは言っても、世の中の流れもあるし、ゼロカーボンということもあるので、そこへの対応は、今後していかなければならないとは思っている。

(委員)

国が電子化を進めるということであれば、例えば、補助金を出してあげるとか、そういった支援も視野に入れていくことも必要ではないかと思う。

(会長)

他に、全体を通してご質問等はあるか。

(各委員)

特に意見等なし。

(会長)

それでは、本日の審議会をこれで閉じたいと思うが、今後の日程について、事務局の方から確認をいただきたい。

(事務局)

今後の日程だが、例年1回開催とさせていただいているため、次回の開催は、令和7年の秋頃に開催したいと思うので、次回もよろしく願いたい。

(会長)

本日の議事はこれで終了とする。

(事務局)

本日貴重な意見をいただきありがたい。今後は、公契約を通して、労働環境の向上、地域経済の活性化、市民サービスの向上などを図る上で、審議会が大きな役割を占めることになると考えている。また、委員の皆さんから貴重なご意見を頂戴し活発な審議ができると思っているので、引き続きよろしく願いたい。

それでは、以上で、令和6年度松本市公契約審議会を閉会する。